

平成30年(行コ)第5号

固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件

控訴人 那覇市長

控訴人 一般社団法人久米崇聖会

被控訴人 金城照子

## 控訴答弁書

平成30年9月3日

(第1回期日:平成30年9月6日)

福岡高等裁判所那覇支部 御中

被控訴人代理人

弁護士 徳永信一

弁護士 照屋一

弁護士 上原千可子

弁護士 岩原義則

## 第1 控訴人一般社団法人久米崇聖会の控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人一般社団法人久米崇聖会の控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人一般社団法人久米崇聖会の負担とする。

## 第2 控訴人那霸市長の控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人那霸市長の控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人那霸市長の負担とする。

## 第3 控訴人一般社団法人久米崇聖会の控訴理由書に対する答弁

### 1 主張の骨子について

控訴人一般社団法人久米崇聖会（以下「久米崇聖会」という。）は、原判決は、「最も根本的な『特定の宗教』たる儒学（儒教）についての実質的な意味内容について検討せず、その点を踏まえた本件施設の教育的・文化的施設としての性格を軽視して」いるとして、津地鎮祭最高裁判決が政教分離原則の判断基準としたいわゆる目的効果論に違背するとし、更に、宗教的施設の無償貸与が問題となった砂川政教分離事件（空知太神社事件訟）最高裁判決の取り違えがあると主張する。

面白い議論である。なかでも空知太神社事件判決に関しては、「本件の場合、原審判決及び多数意見が指摘するとおり、本件における神社施設は、これといった文化財や史跡等としての世俗的意義を有するものではなく、一義的に宗教施設（神道施設）であって、そこで行なわれる行事もまた宗教的な行事であることは明らかである（五穀豊穣等を祈るというのは、正に神事の目的それ自体であって、これをもって『世俗的目的』とすることは、すなわち『神道は宗教に非ず』というに等しい。）。従って、本件利用提供行為が専ら特定の純粋な宗教施設及び行事（要するに『神社』を利用する結果をもたらしていること自体は、これを否定することができないのであって、地鎮祭における起工式（津地鎮祭訴訟）、忠魂被の移設のための代替地貸与並びに慰靈祭への出席行為（箕面忠魂碑訴訟）、さらには

地蔵像の移設のための市有地提供行為等（大阪地蔵像訴訟）とは、状況が明らかに異なるといわなければならない（これらのケースにおいては、少なくとも多数説は、地鎮祭、忠魂碑、地蔵像等の純粋な宗教性を否定し、何らかの意味での世俗性を認めることから、それぞれ合憲判断をしたものである。）。』という藤田宙靖裁判官の補足意見が引用されており、かかる視点から本件施設について、その外形的側面を過大視し、その実質を十分に検討することがなかったことを批判し、最高裁判例に違背するところがあるとしている。<sup>1</sup>

そのうえで、本件施設の宗教性に係る実質的な議論について「この点について今後主張を補充する予定である」（控訴理由書 p 4）とし、儒教の非宗教性及び本件施設の非宗教性については、「詳細については、学者の意見書を提出予定であり、同意見書の提出とともに、補助参加人の主張も補充する予定である」（同 p 6、 p 9）とし、久米崇聖会の非宗教団体性については、「久米崇聖会の成り立ちやその他の活動内容からしても、久米崇聖会は宗教団体には該当しないため、追って主張する予定である」（同 p 11）としている。

## 2 時期に遅れた攻撃防御方法

しかしながら、これまでの審理のなかで被控訴人がまさしくこの点を意識して提示してきた儒教及び釋奠祭礼の実質的宗教性に関するさまざまな主張（例えば、加地伸行大阪大学名誉教授の「儒教とは何か」【甲23】

---

<sup>1</sup> 空知太神社事件最高裁判決は、その〔判決要旨〕にもあるように、その目的において世俗的、公共的な目的で始まったものであることが認定されている【甲26】。孔子廟や釋奠祭禮が儒教という宗教独自の施設・典礼そのものであるところからみると、本件は地鎮祭や忠魂碑といった世俗的目的を有する典礼・施設が問題となった事案に比し、より空知太神社の事案に近いということもできる。

そもそも本件施設に関する世俗的、公共的な目的として並べられているものは、孔子廟の施設や釋奠祭禮の典礼そのものではなく、それを利用する那覇市の政策目的をいうものであり、神社という宗教施設を利用する結果の「効果」を重視する藤田補足意見に照らしても、空知太神社事件の事案に近い。そして藤田補足意見が指摘する神道非宗教論に関する言及は、むしろ、控訴人らの儒教非宗教論にこそ当てはまるというべきであろう。

や中村雄二郎明治大学名誉教授の「日本文化における悪と罪」【甲44】で示された儒教の宗教性＜儒教とは“孝”すなわち子孫による招魂再生を核心とする宗教であり、日本ではその宗教性は仏教の法事に吸収されていったこと＞に関する指摘や中国におけるイエズス会の布教方針をめぐって教会論争となった“典礼問題”において表面化した儒教の異教性＜ローマ教皇クレメンス11世は、先祖崇拜や孔子祭は習俗ではなく宗教であり、キリスト教徒の参列は偶像崇拜として禁止した＞に係る宗教性の指摘【甲47、48】）に対し、全く反論するところがなかったし、空知太神社事件最高裁判決を本件の判断枠組を設定するものと位置づけることに対しても何ら異論を唱えることはなかった。

むしろ、久米崇聖会は控訴人那覇市と共に、儒教や釋奠祭礼における実質的な宗教性に関する議論を意図的に回避してきた憾があり、原判決が外形的側面を重視し、その宗教的実質を十分に検討しなかったのはやむを得ないところがある。

久米崇聖会の宗教団体性についても、その宗教性（“孝”を教義の核心に置く儒教という宗教は、その教義上の要請から、信徒集団は宗族や門柱といった血縁組織の形をとる。その意味で共通の祖先に対する祖靈信仰を軸とする宗族や門柱は儒教の宗教団体そのものである。）や非公共性（それが血縁集団であるため、公益法人の申請を取り下げざるを得なかつた経緯【甲35の5】）に関する指摘については、何ら応答するところはなかつた。

こうした自らの訴訟対応を棚に上げ、差戻し審の判決が下った後、俄かにこれを問題視し、審理不尽だとして原判決を非難するのは「天に唾する者」との批判が妥当する。久米崇聖会は、自ら本件訴訟に補助参加してから約4年が経過している。その間の審理において十二分の機会と期間があったにも拘らず、こうした論点を黙殺し、敢えて論叢を回避してきたにも拘らず、これから改めて学者の意見書等を提出して主張を補充するというのは、徒に訴訟を遅延させるものであると言わざるをえない。

よって控訴人久米崇聖会の上記主張は、時期に遅れた攻撃防御方法であつて許されない（民訴法157条）。

### 3 本件使用料の非適正性に関する主張について

久米崇聖会は、本件施設の公園敷地使用料に関し、原判決は本件使用料の適正性について一切審理をしておらず、審理不尽の違法があるともいう。本件施設に係る土地使用料の計算には条例解釈の誤りがあるという。更には、近傍の同種土地と比較して賃料が不当に高額なものとなっていると主張し、「適正な賃料額について鑑定の申立てを行う予定である」ともいう。

しかしながら、政教分離原則違反の（特定の宗教に対する援助）の判断において重要なのは控訴人那覇市長による使用料の免除そのものであり、使用料の金額如何ではない（それは二次的なものである）。しかも、久米崇聖会は一審の途中で補助参加してからの相当な期間、本件使用料が不当に高額だということについては一切主張してこなかった。なにより、本件使用料の当否については、本件訴訟の手続きではなく、使用料の金額を決定する那覇市との間の手続きにおいて決すべき問題である。

被控訴人の上記主張は時期に遅れた攻撃防御方法というだけではなく、そもそも主張自体失当であるといわざるをえない。

## 第4 控訴人那覇市長の控訴理由書に対する答弁

### 1 控訴理由書の第2（事実認定の誤り～本件施設の建設位置等にみられる宗教的意義の有無）について

そこで論じられていることは、本件施設（孔子廟）の宗教性に関する周辺的な議論でしかなく、政教分離原則に関する判断を左右するものではない。本件施設の宗教性の中核は、それが久米三十六姓の祖靈を信仰する信徒集団（門柱）である久米崇聖会による宗教的祭祀（典礼）としての釋奠祭禮（孔子祀）を執行するための施設であることがある。

なお、ここで論じられている事実に関する認否を全うし、反論を尽くすには、もう少し時間を要する。

## 2 同第3（原判決の評価の誤り～本件施設が宗教施設でないこと）について

控訴人那覇市長は、大成殿、釋奠祭禮、本件施設の配置・構造等について論評するに当たり、「我が国において、儒学は宗教ではなく学問として受容されており、大成殿についても、宗教的施設ではなく学問としての施設として捉えられている」といった断片的な知識を披瀝する。

被控訴人が一審で主張してきたように、所論は所詮、我が国が江戸期に受容した儒学のことをいうものであり、400年前に久米三十六姓の先祖が一族のアイデンティティとして明の福建省から持ち込んだ儒教とは、その役割と性格を全く異にしている。

江戸時代、儒教の宗教性（先祖崇拜）の部分は、宗門人別改等を担った寺社仏教に吸収され、葬儀やお盆等の法事の典礼祭祀は仏教の僧侶が主宰することになった。輪廻転生からの解脱を救済とする仏教は、もともと祖靈信仰を持たず、遺骨を収める墓もない。我が国に伝わった仏教は、中国布教の過程で儒教の先祖崇拜と混淆した仏教であった。400年前、久米三十六姓が琉球に持ち込み、一族門柱が伝えてきた儒教は、江戸期に導入された儒学とは違い、儒教が持つ招魂再生の宗教性をそのまま伝えるものであった。琉球では仏教は伝わらず、儒教の宗教性が仏教に吸収されることもなかった。

久米三十六姓の先祖が琉球に持ち込み、久米三十六姓が継承してきた儒教の宗教的要素の中心は、先祖の祖靈と四配を祀る啓聖祠（そこでは啓聖祠祭禮が執り行われる）と釋奠祭禮を執り行う大成殿が担ってきた。久米崇聖会は、儒教の祭祀である釋奠祭禮を執り行うだけでなく、道教の宗教施設である天后宮及び天尊廟で道教の祭祀である上、下天祭を毎年挙行している【甲38の4】。かつて本件施設の孔子廟は天后宮とともに若狭に設置され、現世利益を願う人々の信仰を集めていた。

こうした歴史的経緯からみても本件施設が宗教施設であることは明らかであり、かかる事実に関する論叢を回避したままで、俄かに本件施設の非

宗教性を論じようとする控訴人那霸市長の主張は失当であると言わざるをえない。

### 3 同第4（原判決の評価の誤り～補助参加人が宗教団体でないこと）について、

控訴人那霸市長は、久米崇聖会が「沖縄県において伝統的、一般的な血族で結びつく親族集団である『門柱』という組織の構成員の集まりであり、その正会員に久米三十六姓の末裔のみとしていることも、これに由来する」という。門柱は男系血縁集団である宗族である。共通の祖先の祖靈を信仰する血縁団体からなる信徒集団である。儒教は“孝”的教えであり、子孫による招魂再生を救済の中核に置く宗教である。それゆえ儒教の信徒集団は、中国においても沖縄においても血縁集団の形をとる。沖縄における男系血縁集団である門柱は、毎年一族の祖靈を祀る清明祭を先祖の墓前で執り行っている。

久米崇聖会が、儒教の典礼である釋奠祭禮だけでなく、道教の宗教施設である天后宮において道教の典礼も執り行っていることは前記のとおりである。

一審段階から主張していることであるが、被控訴人は儒教には学問や倫理としての側面もあることは認めている。但し、そのことは、仏教、キリスト教、イスラム教、ユダヤ教などの経典宗教一般に言えることである。学問や倫理としての側面を有することは、宗教としての性格を持つことの否定にはならないのである。

江戸期の儒学と琉球に持ち込まれた儒教を混同し、儒教の学問性を強調することで、その宗教性を否定しようとする控訴人那霸市長の主張は、そもそも論として成り立たない。

### 4 同第5（原判決の認定及び評価の誤り～本件設置等の目的に宗教的意義は無いこと）について

控訴人那霸市長は、原判決が「本件設置許可等のそのものの目的が、世俗的、公共的なものがあったこと自体は明らかである。」とし、「本件設

置許可等の目的には、積極的なものではないにせよ、宗教的意義も含まれていたとはいわざるをえない」と判示していることに関し、前段は正しいが、後段は誤っていると主張する。

被告那覇市の意図とは別に、本件施設を所有する久米崇聖会は当該施設が有する宗教的意義を後世に伝えることを自らの責務だと宣言し、その継承を誓っているのである【甲38の5】。それが単なる教育的・文化的・觀光的といった世俗的目的だけを有する施設でないことは余りにも明らかである。

そのことは本件施設の移設にあたり、久米崇聖会によって「遷座御願」という宗教儀式が行なわれていることに端的に表れている。それは沖縄の靈媒師であるユタによる祈願であり、その一部始終は久米崇聖会がインターネット上にアップしている動画で見られる【甲13】。

控訴人那覇市長は、本件施設が久米崇聖会が継承している宗教典礼としての釋奠祭礼を執り行うことを主目的とする儒教施設だということを知りつつ、本件施設を市民公園に移設し、移設前と同じく儒教の教典が伝える所定の式次第を順守して釋奠祭禮を執り行い、孔子の靈をお迎えして饗應しているのである【甲11】。

原判決が「本件設置許可等の目的には、積極的なものではないにもよ、宗教的意義が含まれていたといわざるを得ない。」と判示したことは至極正当な評価であると言わざるをえない。

## 第5 被控訴人の訴訟方針

- 1 控訴人らの控訴理由は、いずれも一審から差戻し審の過程でなしえたにもかかわらず、敢えて主張しなかったものが中心であり、時期に遅れた攻撃防御方法であって失当である。
- 2 それでも、裁判所がこの主張を認めるのであれば、被控訴人は改めて控訴理由に対して詳細な反論を行う用意がある。但し、控訴人らは一審から回避してきた被控訴人による儒教の宗教性、釋奠祭禮の祭祀性、久米崇聖

会の信徒団体性に関する主張に対して正面から向き合って答弁すべきであろう。

更に、被控訴人らが提出を予告している学者による意見書等に対しては、儒教研究の第一人者である加地伸行大阪大学名誉教授らの意見書の提出等による反証の準備がある。

以上